

摂 津 市 議 会

# 総務常任委員会記録

平成29年3月15日

摂 津 市 議 会

# 目 次

総務常任委員会

3月15日

|                                               |    |
|-----------------------------------------------|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件----- | 1  |
| 開会の宣告-----                                    | 3  |
| 委員会記録署名委員の指名-----                             | 3  |
| 議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査-----                    | 3  |
| 質疑（福住礼子委員）                                    |    |
| 議案第5号及び議案第12号の審査-----                         | 9  |
| 質疑（村上英明委員、野口博委員）                              |    |
| 議案第23号の審査-----                                | 11 |
| 質疑（村上英明委員）                                    |    |
| 議案第19号所管分の審査 -----                            | 12 |
| 質疑（村上英明委員、野口博委員、福住礼子委員）                       |    |
| 議案第20号の審査-----                                | 14 |
| 質疑（中川嘉彦委員、村上英明委員）                             |    |
| 議案第21号所管分の審査-----                             | 16 |
| 質疑（中川嘉彦委員、村上英明委員）                             |    |
| 議案第22号所管分の審査-----                             | 17 |
| 補足説明（市長公室長）                                   |    |
| 質疑（野口博委員）                                     |    |
| 採決-----                                       | 22 |
| 所管事項に関する事務調査について-----                         | 22 |
| 閉会の宣告-----                                    | 23 |

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成29年3月15日（水）午前 9時59分 開会  
午前11時55分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 三好義治      副委員長 福住礼子      委員 野口 博  
委員 村上英明      委員 中川嘉彦

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正      副市長 奥村良夫  
市長公室長 乾 富治      同室次長兼人事課長 大橋徹之  
同室参事兼秘書課長 門川好博  
広報課長 荒井陽子      政策推進課長 川西浩司      同課参事 上田和生  
人権女性政策課長 船寺順治  
総務部長 杉本正彦      同部次長兼市民税課長 豊田拓夫  
総務課長 松方和彦      防災管財課長 古賀順也      財政課長 石原幸一郎  
情報政策課長 楨納 縁      固定資産税課長 中西利之      納税課長 岩見賢一郎  
工事検査室長 松波利彦      会計管理者兼会計室長 牛渡長子  
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 井口久和  
同局次長 山下 聡  
消防長 樋上繁昭      消防本部次長兼消防署長 明原 修  
同部参事兼総務課長 橋本雅昭      警備課長 木下正雄      予防課長 松田俊也  
警防第1課長 幸田英基      同課参事 大坪孝志  
警防第2課長 納家浩二      同課参事 林 州次

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉      同局総括主査 田村信也

1. 審査案件（審査順）

- 議案第 1 号 平成 29 年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第 9 号 平成 28 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）所管分
- 議案第 5 号 平成 29 年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議案第 12 号 平成 28 年度摂津市財産区財産特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 23 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 19 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
- 議案第 20 号 摂津市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 21 号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分
- 議案第 22 号 一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分

(午前9時59分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、野口委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

質疑を続けます。

福住委員。

○福住礼子委員 では、予算書に従って質問を幾つかさせていただきたいと思います。

一つ目は歳入の件ですけれども、予算書30ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、節2公営住宅使用料についてですけれども、市営住宅の使用料の予算が、平成28年度は8,456万円になっていたと思います。今回8,691万2,000円となっております。このふえている理由について、聞かせていただきたいと思います。

次に、歳出で、予算書66ページです。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節7賃金でございますが、平成28年度補正予算におきましては、非常勤職員等賃金が1,129万8,000円減額補正となっております。平成29年度の予算につきましては、非常勤職員等賃金が人事課におきまして、1億1,016万7,000円となっております。平成28年度は9,730万円ぐらいだったと思います。平成28年度は「チャレンジドオフィスせつつ」設置に伴った非常勤職員の雇用があったと思いますけれども、増額された内容について、お聞きしたいと思います。

予算書68ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の委託料のところでございますが、人事評価システムの保

守と構築については、村上委員が質問されておりましたので、私のほうからは、この評価について、管理職の方は能力評価、業績評価というのを先行実施されているとお聞きしておりますが、今後一般職員の方まで広げることにについて、先に実施されている管理職の方も経験済みでございますので、今後広がっていくことでの期待といえますか、効果について、お聞きしたいと思います。

予算書74ページ、款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費の委託料についてですが、市営鯉生野団地跡地境界確定業務委託料というのがございます。跡地の利用と別府公民館の今後のスケジュールをお聞きしたいと思います。

同じく74ページの委託料でございますが、旧味舌小学校校舎解体等工事監理業務委託料ですが、工事スケジュールについては、既に質問がございましたので、私のほうからは、アスベスト調査の実施についてお聞きしたいと思います。

予算書78ページ、款2総務費、目12男女共同参画センター費についてでございますが、審議会などに女性の登用がされていると思います。目標値についても随分近づいてきていると思います。目標35%とされていると思いますが、現在、女性の登用がされていない審議会があれば教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、男女共同参画計画の見直しということ、防災分野、また働き方改革及び高齢者、障害者、子ども、女性、LGBTなどのさまざまな困難を抱える方への支援などが修正、追加されていくかと思います。こういうことについて、どのように取り組まれているのかについて、一つ目は、避難

所運営の取り組み方、また二つ目には、男性中心の働き方の見直しについての考え方をお聞きしたいと思います。

次に、予算書158ページでございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費の中で、消防職員教育訓練派遣事業で、実火災体験型訓練指導研修というものが行われているということで、この研修に参加されるということなんですけれども、近年は火災が減少してきたことから、訓練をするための研修だということだったと思います。摂津市は平たい土地で、使用することはあんまり考えられないかもしれませんが、今後はドローンを使った救援や上空から現地の偵察などといった活動も進めていかれるかもしれません。参考までに、そういったドローンを使った事例が全国的にあるのかどうか、もしあれば、その事例を教えてくださいたいと思います。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 そうしましたら、防災管財課にかかわりますご質問にお答えいたします。

まず、市営住宅使用料の増額についての内容でございますけれども、市営三島団地の建て替えにおきまして、鳥飼野々団地及び鯉生野団地から移転入居された住民に対して、平成23年度から適用いたしておりました家賃の低廉化が平成28年度で終了するためでございます。

それと、旧味舌小学校の解体に係るアスベスト調査の実施についてでございますけれども、今回アスベストに係る調査につきましては、検体を採取して、専門機関による検査を行っているところでございます。この最終結果につきましては、3月末までにはあがってくるということで進めておりますけれども、もしアスベストが確

認された場合につきましては、大阪府の生活環境の保全等に関する条例に基づきまして、大阪府への届け出が必要となりますので、大阪府の指導に基づいて、適切な工法によって飛散防止に努めてまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西政策推進課長 それでは、鯉生野団地跡地の活用、つまり別府コミュニティセンターの残地活用について、ご答弁申し上げます。

この別府コミュニティセンターの残地につきましては、売却を凍結することとしておりまして、今後につきましては、当面、維持管理経費も勘案しながら、これが賄えるような活用方法について検討しております。今のところ、民間の時間貸し駐車場等での活用の方向で検討をしているところでございます。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 福住委員の2点のご質問に答弁申し上げます。

まず、非常勤職員の件でございますけれども、平成28年度の減額の部分につきましては、非常勤職員の賃金につきましては、行政パートナーであったり、産休、育休等の休職、休暇の代替の想定であったりということで、少し余裕を持たせて予算を組ませていただいているということがございますので、毎年このような額の減額が生じるということです。

それと、「チャレンジドオフィスせつつ」につきましては、平成28年度の6月から開設をさせていただきまして、実施しておりますけれども、平成28年第1回定例会で平成27年度予算を補正して計上させていただいた関係がありますので、平成2

8年度当初予算には「チャレンジドオフィスせつつ」の非常勤職員賃金は計上されておりました。その分、平成29年度当初からチャレンジドオフィスの賃金、また平成28年度よりも若干人数の増員も想定しておりますので、その部分で増額しているということでございます。

それと、人事評価システムにつきましてですけれども、人事評価につきましては、平成5年から人事考課という形で実施をしております。平成24年度以降、本格的に人事評価制度の見直しに着手をいたしました。その過程の中でプロジェクトチームというのでも編制をしまして、職員アンケートもとらせていただきながら、どういふ制度がいいかということで議論をしながら整理をしてまいりました。

やはり、職員のプロジェクトチームの中でもそうなんですけれども、頑張った職員、実績を上げている職員に報いる制度であるべきだという声が多くございましたし、賞与、給与への反映の部分については一定、めり張りをつけて反映させる必要があるという意見も多くございました。そのような意見を踏まえて、平成26年度から、まずは課長級以上の管理職から実施をスタートさせたということでございます。今年から課長代理級、係長級もスタートするわけなんですけれども、課長級以上の管理職につきましては、ほぼ2年がたちましたので、一度平成29年度にこれまでの経過を踏まえた意識調査ということも考えております。そういったことも踏まえて、課長代理級以下の制度をスタートさせますけれども、その状況も見ながら、よりよいものにしていきたいというふうには考えています。

○三好義治委員長 船寺課長。

○船寺人権女性政策課長 各種審議会等への女性の登用率の関係で、登用されていない審議会はどれぐらいあるのかというご質問にお答えします。

5つございまして、農業委員会、監査委員、公務災害等補償等認定委員会、摂津市パートタイマー等退職金共済運営委員会、指定管理者選定委員会となっております。

続きまして、男女共同参画計画の中で、避難所運営についてどのように考えていくのかというご質問でございます。

人権女性政策課といたしましては、防災等に関する女性の人材を育成するということが一番大事ではないかと思っております。特に、避難所で活躍できる女性リーダーがふえてくることによって、避難所運営等で男女共同参画が進んでくると考えておりますので、防災計画や避難所運営マニュアル等に女性の視点を生かすだけではなくて、リーダーの養成等に取り組んでいく必要があると考えております。

特に、避難所運営マニュアル等につきましては、摂津市女性政策推進本部の下部組織の研究会のほうで、平成27年に「災害対応で男女共同参画を考える職員の避難所運営ガイド」をつくっております。それらが避難所運営マニュアル等に反映できるように、今後関係機関と協議も進めてまいりたいというふうに考えております。

男性中心の働き方改革について、どのように考えているかというご質問にお答えします。

従来の男性中心型の働き方を見直して、男女ともに働きやすい環境整備というのが求められているというふうには理解しております。今までもライフ・ワーク・バランスという形で、家事、育児、介護等に男性が参加する取り組みを行ってまいり

ました。そういう中で、やはり市としましては啓発活動が中心になってくると考えております。特に、男性が育児休業や介護休業等をとることによって、給与等の不利益な扱いが無いようにするとか、それに対するハラスメントの防止対策等を啓発していかなければいけないというふうに考えております。また、育児休業、介護休業等を男性も取れるということの周知等も努めていかなければならないですし、今後職場や地域の理解を求められるよう、啓発等に努めていきたいと考えております。

○三好義治委員長 木下課長。

○木下警備課長 ドローン、いわゆる無人航空機についてのご質問に対しまして、お答えをいたします。

ドローンを消防用として活用している事例といたしましては、千葉市消防局、それから、さいたま市消防局が総務省消防庁から実験的にはございますけれども、消防活動用偵察システムとして、昨年の3月から運用開始しているとともに、近畿地方におきましては、大津市消防局におきまして運用を実施しているという旨の情報がございます。

このシステムは、大規模災害や特殊災害が発生した場合におきまして、情報収集や捜索活動、救出ルートの確認等を上空から迅速かつ効果的に行えるツールといたしまして、近年急速に注目を集めているものでございまして、特に消防隊員が接近することが困難な状況下においては、その効果は大きく期待されるものでございます。今後も先進導入自治体の動きに注目してまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、先ほどの公営住宅使用料がふえた件につきましては、わ

かりました。低廉化措置が終了したということで、今後家賃がきちんと回収できるようにお願いしたいと思います。家賃が高くなったという感覚だけが残ってしまわないようにお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、「チャレンジドオフィスせつつ」にかかわる非常勤の雇用についてお答えがございました。設置して1年になります。業務としての進捗状況をお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、人事評価システムについて、これから評価、実施されることについてはわかりました。初めて評価をされて、自分はどんな評価だったのかというのを知ることがどんな気持ちだったかというのもあるかと思います。民間の企業では当たり前のことなんですけれども、私も民間企業では毎年、年3回そういう評価を経験してまいりました。こんなに頑張ったのに、何でこういう評価なんだろうと疑問に感じることも多々あるわけなんですけれども、そこは単に上司との人間関係というのも含まれているのかなと感じることも経験もいたしましたけれども、しっかりとした評価、また頑張った職員への評価がきちんと見直されることを期待していきたいと思われすし、やっぱり人材育成というのは管理職の職務の一つだとも思っております。この評価が全て能力向上につながっていくよう、また、職場環境が築かれていくことを望んでおりますので、どうか、その点をよろしくお願いいたします、要望といたします。

市営鯉生野団地についてはわかりました。今後はそういった駐車場の利用を検討されているということでございます。別府コミュニティセンターで大きな行事があ

ったときには駐車場が少ないんじゃないかというような声もお聞きするところがありますので、この駐車場の有効的な活用をどうぞ検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

旧味舌小学校の解体工事のアスベストの調査についてでございますが、3月末までにその検査の結果がわかるということで、もし発見があれば府の指導を受けていかれるということです。近隣の方は、今後の工事の騒音とか、振動とかということも一番心配されているかと思いますが、このアスベストについても、しっかりとそういった指導を受けなければならないときには、適切な周辺への対応をよろしくお願いいたします。

次に、男女共同参画計画に関して、審議会の件はわかりました。まだ女性の参画がないところが5つということでございます。どうして参加がないのか、参加できないのか、その辺のことが詳しくまだわからないところもありますけれども、一つでもそういった女性が参画できるような進め方になればと思います。

避難所運営についての取り組み方については、人材育成が大事であって、女性のリーダーの育成に努めていきたいというようなこともございました。そのことについてですけれども、防災施策の方向性としたしまして、自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成を図るということと、また、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルの作成といったことが、この計画の中にも書かれてありました。平成26年11月に防災会議女性専門委員会というのが開かれて、報告書がまとめられて、地域防災計画の中には盛り込まれていたと思

います。この避難所運営もマニュアルも見せていただきましたが、こういったことが専門委員会の報告の内容も含まれていくのかなと思いますが、もう少し具体的にどのように進めていかれるのかについて、お聞きしたいと思います。

二つ目にお聞きしました男性中心の働き方の見直しについて、環境の整備とか育児への参加、主に啓発が中心になるといったことがございました。庁内でも、ご家庭で出産を控えておられる男性等がございましたら、積極的に育児休業を進めていくように、職場との連携もあるかと思いますが、ぜひ働きかけをして、この件については要望とさせていただきたいと思います。

次に、消防のドローンの活用については、実験的な運用をされたり、実際に運用をされている自治体があるということでした。

先日、代表質問の際に、子どもの見守りにドローンを使ってはどうかということで提案させていただきました。中川委員の化学消防ポンプ車の稼働についての質問では、なかなか使うことはないけれども、必要であるから購入をされるということでした。ドローンについても、今、使う必要はないかもしれませんが、先ほどお答えにもありました将来こういった活用も考えられるかもしれません。人口が減っていったら、救援にこういった物の導入が必要になる時代がくるかもしれませんので、今後とも研究をしていただくよう、これについては要望いたしたいと思います。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

大橋次長。

○大橋市長公室次長 「チャレンジオフィスせつつ」に係る2回目のご質問でございます。

業務の進捗ということなんですけれども、「チャレンジドオフィスせつつ」では庁内の各部署から簡易な業務、作業等の依頼を受けて「チャレンジドオフィスせつつ」で勤務する障害をお持ちの方が処理するというを行っております。依頼がくる業務の量であったり、質の部分であったりというところも想定どおりでございまして、量についてもコンスタントにいろんな部署から依頼がございまして。それを一定の期限の中で処理をしていただいて、お返しするという部分についても、スケジュールの部分についても、そんなに大きく滞ることなく、その業務の部分については順調に推移していると思っております。

ただ、今回初めて知的障害をお持ちの方を雇用いたしまして、支援員をつけているんですけど、なかなかその部分で難しさというものがございまして、今後の課題であると認識しております。

○三好義治委員長 船寺課長。

○船寺人権女性政策課長 避難所運営マニュアル等に男女共同参画の視点をどのように反映していくのかというご質問だったと思います。

先ほども委員からありましたように、平成26年度まで防災会議女性専門委員会を設置しておりまして、その専門委員の方が防災会議の委員に現在3名なっております。そういうような形で人材を育成することによって、防災計画でありましたり、避難所運営マニュアルというような内容に女性の視点が反映されるように、リーダーの養成が必要であるということを、1回目の答弁でさせていただきました。

今後、男女共同参画計画の中にある避難所等、防災、復興等の考え方を担当の防災管財課と協議、連携しながら反映していけ

るよう、進めていきたいと考えております。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、「チャレンジドオフィスせつつ」については、仕事の質、量についていろいろとむらもあるかもしれませんけれども、今後とも取り組んでいただきたいことかと思えます。

大阪府身体障害者雇用促進会の会長をされておられました早川徳次さんという方がいらっしゃって、この方が会長になれる前に、アメリカで欠如能力ではなく、残存能力を考えるとといった標語を見られたそうです。それを見て大変感動をされ、自分自身も感銘を受けられて、ご自身の事業をされているところにも、障害のある方への雇用ということを考えられたそうです。雇用促進会の会長になられてからは、事業主に対して、人手がないからということではなく、またかわいそうだからということではなく、身体障害者を雇うといった態度ではせずに、適正な仕事を与えて、決してハンディキャップがあるからという扱いはしないでいただきたいというふうなことをおっしゃられました。

障害のある方という言い方がいいのか、障害を感じている方というふうに見るのか、これはそれぞれ判断があるかと思えますけれども、できることがあるというふうに考えてあげることが一つは大事かと思っております。先日、運送会社を経営されている社長がお話をされていまして、運送会社に障害者ができる仕事なんて全くと、はなから考えたこともなかったというところから、事業が物を運ぶだけではなくて、物を運ぶ前に検品とか、また袋詰めとか、伝票を書くとか、いろんな作業があると、そういうところでの仕事を見つけていって、雇用を広げていったというお話

がございました。私も大変すばらしい考え方だなと思います。もちろん、言うてすぐできることではないということは承知をしているところですけども、どうか、こういう障害のある方たちの雇用を、これからも機会を奪うのではなく、やはり積極的に創出していただきたい、こういうふうに要望させていただきたいところでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、避難所運営についてはわかりました。

平成21年に作成されました避難所運営マニュアルの見直しにつきましては、東日本大震災以降の被災地のいろいろな体験等もあると思いますので、そういったことも検討に含めながら、多様化する価値観に配慮をされるように要望したいと思います。

地域の防災訓練に参加をしておりますと、男女の役割が固定化されているように思います。炊き出し訓練には男性の方が一人も入っていない。この辺の意識というのも変えていく必要があるのかなと感じます。避難所運営マニュアルができましたら、避難所ごとでのマニュアルに沿った実地研修なども、今後は検討していただきたいということを要望いたします。

また、防災マップも平成29年度も引き続き地域で作っていかれるということを聞いております。この作成に当たりまして、女性の方がその場に参加されることを考慮していただきたいと思います。

平成28年度、二つの自治会が防災マップを作成されておりましたが、一つのほうのグループを私も何度か見させていただきました。そこには女性の方が一人もおられなかったということが、少し気になりました。男性がたくさんいる中に女性一人と

いうのはやりづらいこともありますので、その辺のバランスも必要ですので、どうか、平成29年度の作成においては、女性の方の参加もぜひ検討していただきたいと思います。

いずれにしても、人権女性政策課の方が男女共同参画推進の要となるかと思っています。なかなかそういったことは頭の隅にはあっても、取り入れられないこともたくさんございますので、各課への働きかけ、これを十分に積極的に取り組んでいただきたいことを要望いたします。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第5号及び議案第12号の審査を行います。

本2件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 平成28年度補正予算と平成29年度当初予算の両方に関係してくることなんですけども、鶴野財産区財産貸付収入です。平成28年度では8万4,000円の補正と、そして、平成29年度については50万4,000円ということで計上されていますけども、この内容についてお尋ねしたいと思います。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 鶴野財産区財産貸付収入の内容について、お答えいたします。

鶴野財産区の財産区内にあります鶴野会館の敷地内に有料駐車場を整備しました。これについては、月額1万4,000円を3台分です。ことしの2月から設置い

たしましたので、今回2か月分の8万4,000円の貸付収入が入ってくるということで、そのうち2割分の1万7,000円、これを市の一般会計に繰り入れ、残り8割分の6万7,000円は交付金として財産区に交付するものであります。引き続き、平成29年度についても、同様の形で予算計上をさせていただいているところでございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 鶴野財産区の中で新たに有料駐車場を確保したということで、月1万4,000円ということであります。私の住んでいるところでは1万円ぐらいが標準的な感覚なんですけど、1万4,000円の金額がどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 この1万4,000円の金額でございますけれども、事業者から財産区に支払われる月額金額でありますので、実際利用される方については、時間貸しということになりますので、1時間幾らという形での利用になってきます。この1万4,000円につきましては、事業者から提案のあった額でございますので、近傍に準じた金額で設定されているというふうには聞いております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 鶴野会館の建物の問題です。以前に委員会でも議論されましたけれども、予算的に他の4つの財産区は数億円規模の交付金がありますけれども、鶴野財産区は477万8,000円しかないという中で、鶴野会館の建物について、いろいろ議論がなされてきたと思いますけれども、経過も含めて、最近の状況を教えていただきたいと思います。

○三好義治委員長 古賀課長。

○古賀防災管財課長 今回、鶴野財産区の会長からご相談がございまして、平成28年度末の決算見込額を見ましても、380万円ほどしかございません。この会館を維持していくために、今回少しでも財産収入をふやしていきたいというご相談を受けましたことから、今後の維持管理費ですとか、修繕代を貯めていきたいということから、今回の有料駐車場を設定したものでございます。財産区といたしましては、今後会館の維持についても、引き続き行っていきたいということで伺っております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 以前、建物としての耐用年数も含めて、増改築だとか、耐震補強工事だとか、いろんなことが議論された経過があると思うんです。僕らも活用させていただきましても、建物としての修繕をどうするのかというのが課題だと思っておりますので、部長のほうからご答弁をいただいて、現状の取り組み方と、今後の方向について、予算的なものも含めて、公的にどういう関与ができるのかということも、ご答弁いただければと思います。

○三好義治委員長 杉本総務部長。

○杉本総務部長 財産区というものの成り立ちから申しますと、地方自治法の施行時において、本来であれば公的なところへ移管すべきであった財産、入会権であるとか、そういったものが、地域の財産は地域の方が基本的に守られるということで、移管されずに、従来の歴史的な経緯を踏まえて残されたのが財産区ということかと思っております。

市内でも財産区をつくられたところと、つくられていないところとございまして、現に財産区をお持ちのところも、非常にた

くさんの資産をお持ちのところや、鶴野財産区のように非常に少なくなっているところがございます。財産区で持っておられる会館もございます。太中会館、乙辻会館等々もありますが、鶴野財産区については、資産がないので、維持補修ができるかということでご心配いただいていると思います。今後のあり方ですけれども、これはもちろん大前提は鶴野財産区の方々の総意がどうなるかということをもまず考えないといけないと思います。その中で、会館の維持について、また他の財産区の会館も含めて、どういう意義を持ち、どういう活用ができるかということは、これは市としても一緒に相談をしていかななくてはならないものと考えております。

ただし、これをすぐに市が受けるということでもございません。これは公共施設の整備計画が今回できましたし、ファシリティマネジメントの問題もございます。鶴野地区というのは他地区と違いまして、例えば第3集会所、橋を渡ったところがございますけれども、そういったところの兼ね合いとか、もう一つは、環境センターの問題も抱えている地域でございますから、そういったことも全て勘案した中で、あの会館を誰がどう担っていくかということ、今後検討していくことになるかと考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 いろいろ地元の意向を受けながらも協議をなされていくと思いますので、今おっしゃった方向で、法的な兼ね合いでの整備もきちっとしていただいて、財政的な関与も含めてどう整理するのかを詰めていただいて、地元の意向に沿える形で進めていただきたいということで要望しておきます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○三好義治委員長 再開します。

議案第23号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 議案第23号ということでございまして、これは市税に絡むことですけれども、第48条とか、第78条とか、第96条、第97条関係については、減免を受ける方のことですが、納付期限の7日前までに減免を受ける方は申請するというのが、今回その7日の分がなくなったということによって、申請が納付期限まででよいということになったのかという確認でございます。

2点目は、附則の件でございますけれども、軽自動車税の減免がもう1年ということですが、この辺の市税への影響について、どのように認識されておられるのかということで、この2点をお尋ねしたいと思います。

○三好義治委員長 豊田次長。

○豊田総務部次長 それでは、2点のご質問に対してご答弁申し上げます。

まず、1点目の減免についてですけれども、これにつきましては、従前納付期限の7日前までに減免の申請をしていただかなければならなかったものを納付期限までにしていただいたらよいというふうに改正させていただいたもので、申請者にとっては1週間延びるということで、利便性が図

られるものと考えております。

もう1点、軽自動車税の軽減に対する影響ということなんですけども、これにつきましては、1年間延長するというので、内容的には現在行っているものとそんなに変わっておりませんので、影響についてはほとんどないものと考えております。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

次に、議案第19号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 予算のときにも何点かお尋ねさせていただいたんですけれども、このいじめ問題再調査委員会の件で、改めて確認も含めてお尋ねさせていただきたいと思います。

重大な事案ということで、この委員会が開催されるということだったというふうに思いますけども、そういう中で、いじめ防止対策推進法という法律の中で、今までもやっていただいておりますけども、重大な案件を調査した結果を議会のほうに報告することになっているんですが、いじめ問題再調査委員会として調査した結果を議会へ報告するのは、どういう形で進められていくのかということをお尋ねしたいのが1点目でございます。

もう1点は、この調査結果が、例えばいろいろ裁判沙汰になるような事案になっ

てきたときに、書類を提出するということが考えられるのか、この委員会の調査結果が裁判的に影響していくということがあれば、ご答弁をお願いしたいと思います。

○三好義治委員長 船寺課長。

○船寺人権女性政策課長 議会への報告の仕方ということでございますが、委員会につきましては市長からの諮問という形になりますので、それに対して、委員会としては答申をするわけでございます。その答申の内容を議会のほうに報告させていただくという形になると思います。調査が終わったから答申があるわけですから、その答申内容をそのまま議会へ報告するという流れになるというふうに考えております。

それと、裁判等が起こったときに、その資料を提出するのかということですけども、それについては詳しいことはわかりませんが、当然裁判所のほうから資料の請求ということがありましたら、提出されるべきものだというふうに考えておりますが、そのときに協議をさせていただきたいと思います。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 議会への報告というのは、これまで例えば教育委員会から個別で報告等々を受けさせていただいたようなこともあるかと思うので、その辺はまたしっかりと我々議会としても、解決に向けていろいろと認識をするべきものがあると思うので、その辺はまた発生したときには、しっかりと説明できるような形でお願いしたいと思います。

それから、裁判所への書類提出の件でございますけども、そういうことがないように願っているところはあるんですが、もしそういうことであれば、情報公開という面

もありますし、また答申という正式なやり方でやっている部分もございますので、その辺をしっかりと法令等、また当事者の思いに沿った形で、しっかりと事務的な進め方ができるようにお願いをしたいと要望します。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 1点だけお尋ねします。

ダブルチェックという言葉がありますけれども、市長部局で市長の諮問を受けたいじめ問題再調査委員会が出た結果について、どう整理していくのかということについて、どういう動き方をするのか教えてください。

○三好義治委員長 船寺課長。

○船寺人権女性政策課長 いじめ問題再調査委員会から答申が出ますと、まず、流れとしましては、教育委員会のほうにも報告されるわけでありまして、現在、市長部局と教育委員会合同の会議を持っておりますので、その中でいじめ問題、重大事件の検証もするわけでございますし、再発防止策も再調査委員会のほうで出していたくわけですから、その辺は情報共有しながら、今後その様ないじめが起こらないように進めていくものと考えております。

○三好義治委員長 乾市長公室長。

○乾市長公室長 ただいまのご質問につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

重大事件、事案が発生して、教育委員会が調査されます。その結果について、市長に報告をされます。その結果を踏まえて、再調査すべき必要があると市長が判断したときには再調査がされます。そして、その結果、例えば教育委員会に何らかの働きかけが必要な場合が生じた、何らかの働きかけをする必要があるという判断になっ

た場合は、今、船寺課長が言いましたけれども、総合教育会議というのでござりますので、総合教育会議を開催して、意見交換する中で、その後の対応や、方向性を話し合うことになるかと、それが適切ではないかと考えているところでございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 例えば、事案によってはマスコミも入ってきて、記者会見という場が設定される方向に至った場合、中身によりまして、いじめ問題再調査委員会の責任者、また委員会として、マスコミ、報道の矢面で説明する可能性については、どう理解したらよろしいですか。

○三好義治委員長 乾市長公室長。

○乾市長公室長 マスコミが再調査委員会の内容等について、取材なり、あるいは記者会見などを求めてこられた場合は、再調査委員会のメンバーそのものが、法律の専門家なども入れて構成されると考えておりますので、その再調査委員会の判断にもよりまして、必要があれば適切にマスコミ対応をさせていただくことになる。記者会見なり、あるいは情報提供なりさせていただくことになるというふうに考えているところでございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、この条例は4月1日から施行されるということでございます。残りの日にちも2週間程度でございますが、委員の方というのは決まっているのかどうかというところをお答えいただきたいと思います。

○三好義治委員長 船寺課長。

○船寺人権女性政策課長 この委員会は常設されるものではございません。重大事案が起こったときに市長の諮問によって

設置するものでございますので、今のところ具体的には、どういう方をお願いしてというのは考えておりません。

施行規則につきましては、現在作成中でありまして、しかるべき時期には施行規則をつくっていきたいと思っております。

また、代表質問でもございましたように、事案によっては、委員の選考として、事案ごとに合った専門家の人に入りたいというふうに担当としては思っておりますので、その事件にふさわしい委員を選んで、再調査をしていただきたいと思いますと考えております。

○三好義治委員長 市長が諮問して、委員会に諮問するんですが、委員のメンバーはある程度ストックしておかないと、事案が発生して後手になるのではないのでしょうか。今の答弁で大丈夫ですか。

乾市長公室長。

○乾市長公室長 委員の構成につきましては、私どもが考えておりますのは、教育でありますとか、法律でありますとか、医療、福祉、心理等に関する専門的知識を有する、あるいは経験を有する方を選任する必要があるのではないかというふうに、これは一般論でございますけれども、考えております。

当然こういう考えを持っておりまして、今後はしかるべき期間内に、やはりこういった方が適切なのか、事務局となります人権女性政策課のほうでも、やはり候補となるような方の人選は内々では持っておくべきだというふうに考えておるところでございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 代表質問のおりにもそういった教育関係、医療関係といったお答えがございましたので、適切な方の目ぼし

というの、ある程度、庁内での調査というか、そういった人選にかかわる調査はしておいていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第20号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、一つだけ教えていただきたいんですけど、市を退職された方が市に影響のある企業に再就職されたときには、それを摂津市に届け出るといような条例だと思うんですけども、法律的に今は個人のプライバシーということが騒がれている中で、そういう部分では、プライバシーの侵害とか、そういうふうにならないのか、その辺の見解を教えてください。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 この条例につきましては、昨年、国家公務員の退職管理の規定と同様に、地方公務員でも制定をさせていただいたもので、管理職の退職、途中退職、その際に営利企業への再就職の場合に、癒着であったり、あっせんなどとか、そういう不当な行為といいますか、そういうものをできるだけ規制する、抑止するというこの中で制定をされているものでございますので、プライバシーの観点というのは、基本的には公務員でありますので、そ

ういう趣旨でございますので、そこは特に問題はないと考えております。

○三好義治委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 こういう条例には、国とか府とかの、統一した指針が私は必要だと思うんですけれども、これは条例で決めるもので、逆に今までこういう条例というのは近隣市町村では制定されているのか、その辺を教えていただければと思います。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 国家公務員では、この間の文部科学省の問題であったり、以前から天下りの問題というか、そういうことをかなり想定されていますし、都道府県庁であっても、やはりそういうことが多分に想定はされるんですけど、我々基礎自治体の部分ですと、途中で退職をされて営利企業に再就職して、そこでもう一度ということとは、なかなか想定はしにくいんですけれども、やはり地方公務員も公務員でありますから、その辺の退職の管理、ですから基礎自治体の規模によって、それが想定される、想定されないはありますけれども、それで線引きするというのはなかなか難しいですから、一律に全て条例上で、退職規定のところについてもきちんと管理をしようという、国の統一的な考え方であると考えています。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。  
村上委員。

○村上英明委員 先ほど、中川委員も質問されておられましたけども、私のほうからは2点ばかりお尋ねしたいんですけども、この改正案の中で、任命権者という言葉が任命権者等になったということなのですが、この「等」というのは誰を指すのか。一般的には複数という認識を持つんですけども、「等」という幅がどこまでなの

かということでお尋ねしたいと思います。

それから、見出しが任命権者等ということで書かれているのですが、条文の中では任命権者というふうに書かれてるんですけども、見出しに「等」がついて、条文の中では任命権者ということで言い切られているという部分の認識について、お尋ねしたいと思います。

それと、届け出をされるということの中で、それにどういう対応をしていくのか。例えば、何か指導というか、行政としての動きをするのかということをお尋ねしたいと思います。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、答弁申し上げます。

まず、今回の改正でございますけれども、府費負担の教職員、本市でいいますと、主に次世代育成部の学校教育課に勤務をされている方々になるんですが、この方たちは基本的に任命権者というのは大阪府教育委員会になります。その府費負担教職員の方の任命権者の部分については、この条例ではなくて地教行法の中に読みかえ規定がございましたので、運用上、読み替えるという運用の仕方をして、実質的には市教委に届けるということになるんですけども、やはり条例上でそのことがはっきりとわかるように明記する必要があるということで今回改正をさせていただいて、「等」のところが府費負担教職員については本来の任命権者は大阪府教育委員会であるけれども摂津市教育委員会であるという位置づけの中で「等」ということの文言を使わせていただいています。それと、条例上の中で「等」と「任命権者」ということについては、そういった部分で使い分けをさせていただいているということで

ございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 任命権者「等」ということであれば、この文面だけでは幅が見えづらいところもあるので、具体的に明記することはできないのかどうか、再確認も含めてお尋ねしたいと思います。

それから、1回目で言わせていただきましたけれども、届け出があった場合に、市としてどういう流れで対応を判断されるのか。市長が判断された中で、どこかで委員会をつくられて協議をされるとか、その辺の動きがあるのかということでお尋ねしたいと思います。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 1回目の答弁漏れがございました、申しわけございません。届け出があった後に、届け出をするだけでしたらそれだけで何も動きはないわけなんですけれども、そういう届け出に基づいて再就職した職員が本市の職員に対して何らかの働きかけ、契約にかかわることであったり、そういうことの動きがあればどうなるかということです。まずはこの動きをどういうふうにつかむかというところはなかなか難しい部分があるんですけれども、それを具体的にどうやってつかみにいくかというところは別に決まっているものでもないんですけど、そういうケースがわかれば公平委員会等を活用しながら対応をしていくということになります。

「等」の使い方につきましては確かにわかりにくいところがございます。行政では「等」ということをよく用いるんですけれども、条例については、国の準則に基づきまして、条例というのを制定、改正いたしますので、各市ともこういう状況になっているということでご理解をいただきたい

と思います。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 再就職の件につきましては、ことしに入っても文部科学省の件など、いろいろと国のほうでも議論されておりましたけれども、再就職した確認というものを市でできるというふうになってくると思うので、その辺は再就職をされる場合等々も含めて注意や指摘ということも含めてやっていっていただきたいということで、要望とさせていただきたいと思います。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第21号所管分の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、1点だけお伺いしたいと思います。この条例は、里親を養子縁組里親というふうに明確化するものだとは私は認識しております。なぜこのタイミングでこの条例改正が上がってくるのか、少子化対策で子どもたちの問題を認識しての動きなのか、国の動きや、どういう情勢でこの条例改正が出てきたのか、それを教えていただければと思います。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 今回、児童福祉法に養子縁組里親というものが言葉として位置づけをされたということなんですけれども、里親制度というのは幾つか種類がございます。養育里親、専門里親、養子縁組を希望する里親、これが今回の養子縁組里親とイコールになるんですけれども、あと親族里親という制度もございます。保護

者のない児童もしくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を養育する、基本的には一時的に養育するということになります。そのところで養子縁組を希望する里親というのは、やはり養子縁組をすると戸籍上は親子関係ができますので、将来にわたって見守ることができます。ですから、養子縁組という部分を推進することによって一時的に児童を監護する部分もそうだけれども、一時的ではやっぱり十分ではないということで、できるだけ多くの里親には将来にわたって見てもらいたい。ですから、養子縁組を推進する、そういう考え方のもとで養子縁組里親ということが法律上できちんと明記されて位置づけをされたということでございます。

○三好義治委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 私もこの条例に関してまだまだ勉強が足りないところがあると思うんですけど、摂津市の中で、そういう里親というのは結構いるものなのか、今の摂津市の状況というのはどうなのか、それだけ教えていただきたいと思います。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 市民という部分では我々人事課の所管ではございませんので、そこは正直把握はできておりませんし、また職員につきましても、今は住民票の親子関係の部分についても、以前は長男とか次男という明記がありましたが、今は一律、「子」という表現をしているように、その辺のプライバシーのこともありますので、状況がどうなっているかということは把握はできていないということでございます。

○三好義治委員長 村上委員。

○村上英明委員 児童福祉法の改正とい

うことで今回の条例改正に至ったということでございますが、その中で例えば里親になるためには厚生労働省が定める研修を受けなければいけないということになっていると思うのですが、摂津市の職員の方が里親になるためのこの研修を受けるということになれば、研修を受ける期間は休暇の関係とか勤務の関係とか、その辺の絡みはどうなっていくのかということでお尋ねしたいと思います。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 里親の研修制度が児童福祉法に基づき段階的に充実されていきながら、今回の養子縁組里親の中でもう一段研修の部分を充実されたということについては把握をしておるんですけども、その研修期間であったり研修の実施の状況ということになりますと、正直我々人事課で所管しているこの条例上の部分では、現在把握をしておりませんので、できれば確認をさせていただいて、今回の条例改正とは別の部分で、里親制度という状況については別途報告をさせていただきたいと思います。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第22号所管分の審査を行います。補足説明を求めます。

乾市長公室長。

○乾市長公室長 議案第22号につきまして補足説明をさせていただきます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正のうち、平成28年人事院勧告に基づきます扶養手当の見直しにつきまして補足的にご説明申し上げたいと思うんですけれども、本日参考資料として扶養手当

の額の見直しの推移表もつけておりますので、そちらもご覧いただきたいと思います。なお、企業職員の扶養手当につきましては、企業職員の給与規定において一般職員の例による旨の規定がございますので、一般職の職員、我々と同様というふうに考えていただきたいと思います。

このたびの一部改正は、国が扶養手当の額について扶養親族の区分と職務の等級ごとに4年をかけて見直す制度改正をしたもので、お手元の推移表にもありますように平成29年度から平成32年度にかけて扶養手当の額を段階的に増額もしくは減額するものでございます。議案では第1条のところで推移表の平成32年度以降の欄にございます最終的な額について扶養親族の区分と職務の等級ごとに説明をさせていただき、附則のところで平成29年度から平成31年度までの経過を説明させていただいているもので、推移表にございます平成29年度の欄を附則の第2項で、平成30年度の欄を附則の第3項で、平成31年度の欄を附則の第4項でそれぞれ説明させていただいているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 幾つかお尋ねします。

改正内容は大きく3つで、扶養手当の見直しについてが一つであります。もう一つは、業績評価を係長級以上に拡大すると。もう一つは、昨年の人勧を受けて平成29年度に反映させるという3点があると思いますけれども、まず業績評価について、係長級以上まで拡大するということがあります。平成27年度から課長級以上にこの制度が導入されて2年が経過しましたので、まず平成27年度と平成28年度の

経過についてお示しをいただきたいと思います。

課長級以上の評価について、SからA、B、C、D、5段階あります。従前の制度に比べてふえたのが8.8%。従前どおりが85.1%、下がったのが6.1%という数字が示されましたけれども、その辺も含めて2年間の経過について結果どうなったのかというのが一つであります。

二つ目には、対象人数の確認ですけれども、課長級以上と今回は係長級以上になりますので、大体どれぐらいの人数になるのかということです。係長級以上になった場合に、全職員に対するパーセンテージがどうなのかというのともあわせてお聞きいたします。

三つ目には、扶養手当の問題であります。国に倣ってということになるわけでありましても、昨年11月の国会で我が党は勤勉手当の引き上げとか、育児休業・介護休業の改善については賛成もしながら、ただこの扶養手当の見直しについて反対しております。その理由の一つは、数字で見ると、子どもが一人の場合は減額になります。それと、役職が上がるにつれて減額になります。少し計算してみたんですが、例えば7級以下、課長級以下で標準家族、配偶者がおられて子どもが2人という家族を想定した場合に、7級以下ですから子どもについては15歳未満ということで2人入れます、そういう計算をした場合に現行は合わせて2万6,000円ですけれども、平成32年度で2万6,500円、500円上がるわけです。次長級で8級の場合、少し年齢が上がってきますので、これは一応15歳から22歳の特定扶養年齢を子ども2人として計算した場合に、現行3万6,000円から3万3,500

円と2、500円下がります。9級の部長級の場合、同じく子どもたちは特定扶養年齢ということで計算しますと3万6,000円から3万円ということで6,000円下がります。だから、この表のとおり子ども一人の場合は平成32年には1万3,000円の配偶者手当がなくなって、子どもが一人の場合だったら6,500円が1万円ということになります。だから、1万9,500円が1万円になるという格好で、結果として家族構成によって増減が出てくると。全体としては配偶者手当を削減して、その手当をいろいろな別の施策にまわすということもありますけれども、こうすることで一応金額を設定して、配偶者手当を削減した分で扶養手当に回すという国の意図もあります。国会の場で議論する中で、国家公務員で見た場合、配偶者手当が1万3,000円から0円になった場合に、国会答弁では45%の職員が実質所得減になりますということです。国家公務員で見ると国全体の仕事ですから異動が多いということで、そうした場合に配偶者がなかなか仕事につけないと、しかし配偶者手当はゼロになっていくという、そういう矛盾なども述べながらこの問題については反対の立場をとったわけでありました。摂津市で例えば現状、平成28年の4月1日時点の職員状況の中でこういう配偶者手当をなくして扶養手当をふやすということで見た場合に、平成28年4月1日の職員の状況を、平成32年の同じ状態で換算した場合に金額の増減がどうなるのかという質問です。概算で結構ですのでお願いしたいと思います。

それと、地方自治体全体の動きは、業績評価・能力評価を含めて9割を超える自治体で導入されてますけれども、集団として

物事を進める場合に設定する目標が大きな問題で、北九州市の問題を含めていろいろ申し上げましたけれども、教育環境でいいますと世界の中でフィンランドが一番学力が高いわけです。あそこは習熟度、能力別に学級編制をしません。学力の高い人も低い人も含めて同じクラスでお互いに勉強しながら全体として向上していくという、こうやって世界一の学力を持つて国になっているわけです。日本は民間でこういう制度が導入されましたので、公的な部分でも民間に倣って導入するということが上司が部下を評価して業績に基づいて昇給とかボーナスに反映するということをやろうとして動いておりますけれども、前回も言いましたけれども、みんなで目標を設定して、最初はできないかも知れないけれどもできるようにしていくと。職員全体としての能力を向上させていくというのがベターだと思いますけれども、その辺の業績評価・能力評価と育成型の人事制度との関係について、現時点でこの2年間の状況を見てどういうふうに評価するのかという点をあわせてお尋ねしておきます。

○三好義治委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、野口委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、人事評価制度のこの2年間の実績ということで、S、A、B、C、Dそれぞれのパーセンテージということで、手持ちの資料がございまして、委員からお示しいただいた数字とは若干異なってくる部分があるかもしれませんが、資料のほうについては提出をさせていただけたらと思いますけれども、数字をご紹介させていただきますと、課長級以上の管理職の平成27年6月の勤勉手当への反映なんですけれ

ども、Sが6.9%、Aが20.8%、Bが72.2%、C、Dはございません。これは勤勉手当につきましては、職員個々の額を算出するときに扶養手当ということ人事評価制度を導入する前は算定の数字の中に入れていたんですけれども、この部分を外してこの部分で得られる金額、これを原資にしておりますので、基本的に業績評価で勤勉手当に反映する場合はC、Dが発生しないという考え方で、頑張った人に報いる制度ということで運用しておりますので、C、Dはないと。平成27年12月の勤勉手当につきましては、同じくSが11.1%、Aが12.5%、Bが84.7%、C、Dがゼロと。平成28年の6月については、Sが2.9%、Aが36.2%、Bが60.5%でC、Dはなしと。ですから、業績評価のほうにつきましては、課長代理級、係長は、この6月から導入するわけなんですけれども、課長級以上と同じようにそれぞれの個々の職員の扶養手当の部分のところを算出から省く、そしてそれを原資にするということですので、同じような運用の仕方と考えております。

もう一つの能力評価のほうなんですけれども、これも同じくS、A、B、C、Dになりますけど、これは特に原資の考え方がございませんので、基本的に絶対評価で運用しているんですけど、多少相対の観点も取り入れることにはなるのかなというふうに考えております。平成27年1月1日の昇給が、Sが2.6%、Aが3.9%、Bが92.1%、Cが1.3%、Dはゼロ。平成28年1月1日につきましては、Sが1.4%、Aが9.7%、Bが77.8%、Cが8.3%、Dが2.8%。今年の1月1日が、Sが2%、Aが1.2%、Bが93.1%、Cが3.2%、Dが0.4%。

こういった状況になっておりまして、当初の想定ではS、Aそれぞれ5%ということ想定をしていて若干それを下回る状況になっておりまして、今後の課長代理、係長、そして平成30年からの一般職につきましても管理職の割合も参考にもしながら、当初スタートの段階では余りS、A、それとC、Dを極端に多くつくるよりも、適切な状況ではないかもしれませんが中心化の部分からスタートをさせて、徐々に段階的にその差をきっちりと明確にしていきたいというふうには思っております。それと対象者ですけれども、課長級以上だと約70名前後になるんですけれども、ここに課長代理級、係長級を加えますと約170名ほど増になりますので240名ぐらいの状況になります。ですから、全体の職員数でいきますと、課長級以上が12%程度、それと課長代理級、係長級が27%、合わせて39%、残りが61%程度になるかなというふうに考えております。

それと、扶養手当でございますけれども、扶養手当につきましては、先ほど野口委員から部長級でマイナス6,000円ということもいただいたわけなんですけれども、国のほうでもそうなんですけど、やはり年功の考え方というのが一定ございますので、部長級で、配偶者は別ですけれども扶養手当の必要な子どもがいらっしゃるといのはなかなか想定しにくいので、本市でそれぐらい影響が出るということは今のところの試算ではないと思っております。それで、全体の額につきましては、組織の職員構成と扶養の状況というのが大きく影響をすることと思っております、団体によっては全体でマイナスになるところもあるしプラスになるところもあると。そ

れは自治体によって差が出るのではないかと考えています。本市の場合は、比較的職員の構成は20代、30代、40代、50代、それぞれほぼ同様の率といえますが、余り現状としては差がない状況になっている関係もあるのかなというふうに思っておりますけれども、現在の職員と現在の扶養の状況ということでの推移ですけれども、平成32年度の完成時には手当額が約300万円増になるということで試算をしております。

それと、人事評価の目標のところですが、特に業績評価になるのかなというふうには思いますけれども、目標の立て方というのは確かに非常に難しい部分がございます。もちろん数字であらわすことができれば、より客観的に捉えることができるわけなんですけれども、そうはなかなかいかない部分がありますので、特に人事としても数字にこだわっているということは全くございません。できるだけわかりやすい目標の立て方ということで、抽象的な話ですけど、わかりやすい立て方ということにはこだわりますけど数字にはこだわっていないと。組織全体として、業績の場合は特にそうなんですけど部長級から係員まで、やはり演繹の部分を考えながら役職、それぞれの位置づけ、上下関係等も考えながら目標設定というのを行っていきますので、上司から見れば、部下がどういう目標を立ててどういうことに取り組んでいこうとして、それが部の中の基本的な政策にどういう影響を及ぼすのかということがわかりますし、逆の場合は、部下については部長級が部をどういう方向にもっていこうとしているのか、部の重要課題というのは何なのかということがわかる。それぞれのそういった観点での効果という

ことが出てくるといいますし、人事評価制度として、その部分での上司と部下の面談ということを行いながら、目標ということも考え、設定するわけですので、その部分での人材育成の観点というのも十分に、これまでなかったことをするわけですので効果としては上がってくるというふうには認識をしております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 余りくどくどと申し上げませんけれども、評価制度で心配しているのはこれから全職員に拡大することです。先ほども申し上げましたように、目標の設定の仕方、内容が問題でありますし、集団として、例えば図面を書くとかいろいろな仕事がありますけれども、仕事が遅れていると、質を向上するために遅れているんであっても給与等を下げることになります。これは集団として、その人の頑張りぐあいで、それぞれ頑張っていくということで、みんなから見れば、若干テンポは遅いかもわからないけれども、しかし集団としては目標をなし遂げていくというようになれば別に給与等に差をつける必要はなくて、集団として成長していくと。そういう風土をつくっていただきたいと思います。そうしなければ、これから全職員に拡大された場合に、自分はできないと、でも給与等は少なくとも仕方がないという、こういう話が出てきたりして、組織としてのまとまりも含めてなかなかしんどい。一方では、議論されましたけれども、「チャレンジドオフィスせつつ」をつくって、いろいろな仕事を出していただいて、いろいろな人間がいらっしゃいますけれども、世の中の方々も含めて公的な部分で仕事を見つけ出して、そういうことも含めて社会として新しい方向に向かっていこ

うという流れもあるわけで、そんな中で職場の中で差をつけるということは、僕は余りプラスにならないだろうと思っていますが、そういう点では新しく出発するにはいろいろなことがありますので、そういう性格の問題だということを見ながらきちんと検証をしていただきたいということで申し上げておきます。

○三好義治委員長 ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 41 分 休憩)

(午前 11 時 43 分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決をします。

議案第 1 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 5 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 9 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 12 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 19 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 20 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 21 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 22 号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第 23 号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 45 分 休憩)

(午前 11 時 47 分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について、協議をします。

平成 29 年度委員会行政視察を実施することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、視察事項、視察先、視察日程等についてご協議いただきます。委員の皆さんからのご提案はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 なしということで、この件につきましては、委員から先進事例等の情報提供をいただくとともに日程を調整させていただいた内容をもって、委員長案として取りまとめましたので、ご提案させていただきます。

日程は5月17日水曜日から5月18日木曜日、視察市は茨城県常総市及び埼玉県春日部市。常総市は、人口約6万人、こちらでは関東・東北豪雨による鬼怒川決壊時の被災状況と復興について視察を行います。被災時の災害対策本部及び職員の対応状況、救助の状況、避難所の状況、ボランティア等の受け入れ体制を経験として避難所の見直し、初動体制の確立、住民への周知、情報の提供、自主防災における組織の育成・助言と災害時の危機管理体制を強化する取り組みを中心に視察いたします。また、春日部市は、人口約23万人、こちらでは庁内シンクタンク「かすかべ未来研究所」について視察を行います。平成23年4月1日に、庁内シンクタンクとして政策課内にかすかべ未来研究所を設置し、問題解決に向けた各種データや情報などの収集・分析、ほかにはない先進的な施策実現に向けた調査研究などを行い、各担当部署の業務遂行を側面支援することで政策の最適化を目指しており、調査研究報告を事業化や各種計画策定の基礎資料として活用されている事例を中心に視察いたします。

以上のような視察を提案させていただきましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 それでは、そのように決定します。

暫時休憩します。

（午前11時50分 休憩）

（午前11時53分 再開）

○三好義治委員長 再開します。

それでは、常総市において、「関東・東北豪雨による鬼怒川決壊時の被災状況と復興について」、春日部市において、「庁内シンクタンクかすかべ未来研究所について」の視察を行いたいと思います。本委員会の視察につきましては、以上のとおり実施することといたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査については、本会議最終日において閉会中に調査することが諮られます。本委員会の所管事務については、「行財政運営について」「防災行政について」「人権行政について」「消防行政について」を、平成29年9月29日まで閉会中に調査することにいたしたくと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

以上で本委員会を閉会します。

（午前11時55分 閉会）

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務常任委員長      三   好   義   治

総務常任委員      野   口      博